

養育費とは、子供を監護・教育するために必要な費用のことをいいます。衣食住に必要な経費、教育費、出産を含む医療費及び医療保険など、が主な費用です。マサチューセッツ州の法律では両方の親が子を養育する義務があると規定しています。これは婚姻状況（結婚、離婚、未婚）とは関係がありません。多くの場合は一緒に子と住んでいない親が、子を養育している親に支払います。

### **養育費の算定**

養育費は両方の親の収入と子供にかかる費用から算出する養育費ガイドラインワークシート、によって計算されます。ほとんどの場合、額が大きく変わることはありません。ただしケースによっては、子に高額な医療上の必要がある、障害がある、あまりにも両者の家庭生活に差がある、全く支払い能力が全くない、などで裁判官によって額が増減されることもあります。

**養育費ガイドラインワークシート**（ガイドラインおよびワークシートは各州の裁判所のホームページで見つけることができます）

- 収入は税金や源泉徴収も入った総額（ただし福祉で受け取ったものは入らない）から保育費、健康保険、アリモニー、他のお子さんの養育費などを引いた、養育費を計算する上で使われる収入額を元に算出されます。
- ガイドラインは養育費を支払う親は子と 3 分の 1 の時間を過ごすと考えて作られています。もし一緒に過ごす時間がそれよりも少ない場合は支払われる養育費が増額されます。
- 最低額の養育費は現在週に 18.47 ドルです。
- ガイドラインは定期的に見直され 3 年程度で改訂されます。

### **養育費の変更**

裁判所は以下の状況があった時のみ養育費の変更の申し立てに応じることができます—親の収入が変わったとき、子の特別な費用が変更した時、親の健康保険の選択が変更した時、また養育費の額が養育費ガイドラインに当てはまっていない時、も申し立てができます。裁判所が養育費の変更を決定すれば、額が変わるのは申し立てがされてからになります。変更があるときはなるべく早く申し立てることが大切です。

### **相手が払ってくれない場合**

- 養育費の不払いや額だけの問題の場合、検認・家庭裁判所で a Complaint for Contempt をファイルします。裁判所の取り決めを守らない罪で相手は裁判所に召喚されます。
- Department of Revenue には養育費の支払いに対する強制執行権があります。強制執行の手続きには直接的な強制（相手の財産の差し押さえなど）と間接的な強制（罰金を課す、パスポートが取れなくなるなど）があります。

- 養育費と面会権はそれぞれ別の仕組みになっています。養育費を払っていないから面会できない、ある養育費を払っているから面会ができるはず、というものではありません。
- 支払終期は離婚同意書などに書かれているはずですが、見つからない、あるいは両親がその解釈に同意ができない、などの場合は裁判所に申し立てをすることができます。

#### **州・国を越えての養育費の問題**

- 州によって法律が大きく違うこともあるアメリカですが、Uniform Interstate Family Support Act (UIFSA)という法律により、州を越えて暮らす両者がどの州の法律を元に養育費を調整するかの基本となる考え方が決められています。そのケースの管轄権のある州の法律と行政組織に従って手続きをします。
- 一方で外国との間には養育費に関する取り決めが結ばれている国もありますが、日本は該当していません。アメリカに住む元配偶者に日本の判決内容（扶養費支払いの執行）の履行を求める場合は、元配偶者が居住する州の弁護士を雇ってその州で裁判を行う必要があります。

(JB Line／渡邊)